

諮問庁：国土交通大臣

諮問日：平成29年7月3日（平成29年（行情）諮問第278号）

答申日：平成30年1月17日（平成29年度（行情）答申第420号）

事件名：特定の共同住宅建築計画の工事停止が命じられたこと等について報告を受けた文書の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書1-1ないし1-15及び文書2-1ないし2-16（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別紙の3に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、関東地方整備局長（以下「処分庁」という。）が行った平成27年10月23付け国関整総第1273号-1による一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）審査請求書

処分庁が不開示とした部分について、精査していただきたい。本件処分で不開示部分であるとされていない部分が黒塗りとなっていることもお確かめいただきたい。

##### （2）意見書

ア 建築士の生年月日は建築士法6条2項の規定により公にされていません。したがって開示すべき情報です。

イ 工事監理者が変更され、変更後の工事監理者の氏名が不開示となっています。工事監理者は建築士法の規定により建築士であり、建築士の氏名は上記アと同じ理由により開示すべきです。また、工事監理者の氏名は、建築基準法89条および93条の2の規定により公にされています。

ウ その他の黒塗りの部分も、貴審査会で文書を見分し、不開示情報に該当するかどうかを慎重に審理していただきたいです。

エ 貴審査会に諮問されるまでに時間がかかっています。不服申立て事

案の事務処理の迅速化について（平成17年8月3日情報公開に関する連絡会議申合せ）では、「各行政機関は、的確な進行管理を徹底することにより、迅速かつ円滑な事務処理の確保を図ることとするが、改めて調査・検討等を行う必要がないような事案については、不服申立てがあった日から諮問するまでに遅くとも30日を超えないようにするとともに、その他の事案についても、特段の事情がない限り、遅くとも90日を超えないようにすることとする。」と定めています。

諮問が遅れると審査請求人の記憶も薄れ、反論に支障をきたし、審査請求人に不利益となります。諮問庁に諮問が遅れた理由を尋ねていただきたいです。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件審査請求について

(1) 審査請求人は、法に基づき、処分庁に対して、「特定地区Aの共同住宅建築計画が特定年月Aに確認取消、工事停止を命じられたことについて報告を受けた文書一式（関係機関との連絡文書等を含む。）」の開示請求を行った。

(2) 処分庁は、一部不開示決定（原処分）を行った。

(3) 本件審査請求は、国土交通大臣（諮問庁）に対し、原処分の取消しを求めてなされたものである。

#### 2 審査請求人の主張について

処分庁が不開示とした部分について、精査していただきたい。本件処分で不開示部分であるとされていない部分が黒塗りとなっていることもお確かめいただきたいとの内容である。

#### 3 特定地区Aの共同住宅建築計画の確認取消し、工事停止について

特定地区Aの共同住宅（以下「本件物件」という。）の建築計画について、建築基準法6条1項及び東京都建築安全条例10条に反した処分であるとして、特定行政庁Aは、特定年月日B付けで建築主及び施工者に対して、建築基準法9条10項に基づき、本件物件の工事停止を命じ、同条13項に基づきその旨を公示した。その後、特定行政庁Aは特定年月日C付けで建築基準法6条の2第11項に基づき特定会社Aにより行われた建築確認処分を取り消す旨を建築主に通知した。また、建築基準法9条10項の命令を行った場合には、同法9条の3第1項により、特定行政庁は、国土交通大臣に通知（以下、第3において「本件通知」という。）しなければならないこととされており、建築基準法施行規則12条1号の規定に基づき、本件通知の受理は地方整備局長に委任されている。

#### 4 原処分に対する諮問庁の考え方について

審査請求人は、不開示部分について精査してほしいと主張しているため、不開示部分の不開示該当性について検討する。

(1) 不開示部分1について

原処分では、法5条1号に該当するとして不開示としている。

諮問庁において改めて確認したところ、不開示とした部分は、建築基準法6条1項の建築確認を行った指定確認検査機関に所属する確認検査員の氏名が記載されていることが認められる。指定確認検査機関の確認検査員の氏名は、建築基準法77条の29の2により当該確認検査員の所属する指定確認検査機関によって閲覧することとされているため、指定確認検査機関特定会社Aに所属する確認検査員の氏名は公にされているものの、本件物件の建築確認を行った検査員が具体的に誰であるかについては、法令上も慣行としても公にされていない。

したがって、当該不開示部分は、法5条1号ただし書イ（法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報）には該当せず、また、同号ただし書ロ（人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報）又はハ（当該個人が公務員である場合において、当該情報がその職務遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分）に該当する事情も存しないことから、同号により不開示としたことは妥当であるとする。

(2) 不開示部分2について

原処分では、法5条1号に該当するとして不開示としている。

諮問庁において改めて確認したところ、不開示とした部分は、工事監理者である建築士の氏名及び経歴が記載されていることが認められる。当該工事監理者の氏名は、建築基準法施行規則に規定する建築計画概要書に記載のない事項のため、建築基準法93条の2の規定による閲覧の対象とはならないことから、不開示としたことは妥当であるとする。また、工事監理者の経歴については同概要書に限らず、公にすることを定めた法令等は存在しないため、建築士の氏名を開示したとしても、その経歴を公表する慣行等があるとは認められない。したがって、工事監理者の氏名及び経歴は法5条1号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ又はハに該当する事情も存しないことから、同号により不開示としたことは妥当であるとする。

(3) 不開示部分3について

原処分では、法5条1号に該当するとして不開示としている。

諮問庁において改めて確認したところ、不開示とした部分は、違反発覚後に是正相談した建築士の所属会社並びに本籍及び生年月日が記載されていることが認められる。違反発覚後に是正相談した建築士の所属会社は、法5条1号に規定する個人に関する情報であって、法5条1号た

だし書イに該当せず，同号ただし書口又はハに該当する事情も存しないことから，同号により不開示としたことは妥当であると考え。また，建築士の本籍及び生年月日は，法5条1号に規定する個人に関する情報であって，公にすることを定めた法令等は存在しないため，公にする慣行等があるとは認められず，法5条1号ただし書イに該当せず，同号ただし書口又はハに該当する事情も存しないことから，同号により不開示としたことは妥当であると考え。

(4) 不開示部分4について

原処分では，法5条6号柱書きに該当するとして不開示としている。

諮問庁において改めて確認したところ，不開示とした部分は，特定行政庁A都市計画部建築課のメールアドレスが記載されていることが認められ，特定行政庁AのHP等で公表されていないことから，当該不開示部分を公にした場合，不特定多数の者から，本来の業務目的以外のメールが大量・無差別に送信され，特定行政庁Aの事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。したがって，法5条6号柱書きにより不開示としたことは妥当であると考え。

(5) 不開示部分5について

原処分では，法5条1号に該当するとして不開示としている。

諮問庁において改めて確認したところ，不開示とした部分は，設計者である建築士の印影又は建築主，指定確認検査機関の確認検査員及び担当者の印影であると認められることから，法5条1号に規定する個人に関する情報である。

建築士又は建築主の氏名は，建築基準法施行規則に規定する建築計画概要書に記載されている事項であり，建築基準法93条の2の規定により，閲覧の対象となる情報である。しかしながら，設計者建築士又は建築主の印影については同概要書に限らず，公にすることを定めた法令等は存在しないため，建築士又は建築主の氏名を開示したとしても，その印影を公表する慣行等があるとは認められない。したがって，建築士又は建築主，指定確認検査機関の確認検査員及び担当者の印影は，いずれも法5条1号ただし書イに該当せず，同号ただし書口又はハに該当する事情も存しないことから，同号により不開示としたことは妥当であると考え。

(6) 不開示部分6について

原処分では，法5条1号に該当するとして不開示としている。

諮問庁において改めて確認したところ，不開示とした部分は，本件物件の建築主の電話番号であると認められることから，法5条1号に規定する個人に関する情報である。

建築主の電話番号は、建築基準法施行規則に規定する建築計画概要書に記載されていない事項であり、建築基準法93条の2の規定により、閲覧の対象となる情報には当たらないことから、不開示としたことは妥当であると考えます。

(7) 不開示部分7について

原処分では、法5条2号イに該当するとして不開示としている。

諮問庁において改めて確認したところ、不開示とした部分は、いずれも間取り等詳細部分であると認められる。

当該間取り図等詳細は、依頼主の様々な要望を満たすため、その知識、技能、経験を駆使して建築士が作成したものであることから、建築士事務所等が依頼主からの依頼により、相当の報酬を得て作成する成果物である。したがって、当該間取り図等詳細を公にした場合、他の建築士事務所が当該情報を模倣して他の建築主等へ納品する等、当該間取り図等詳細を作成した建築士事務所等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められることから、法5条2号イにより不開示としたことは妥当であると考えます。

(8) 不開示部分8について

原処分では、法5条2号イに該当するとして不開示としている。

諮問庁において改めて確認したところ、不開示とした部分は、法人の印影であることが認められる。当該印影は、報告書等が真正に作成されたものであることを証するものであり、このような認証機能を有するにふさわしい形状を備えていると認められることから、当該印影を公にした場合、偽造等により悪用される等、当該法人の正当な利益を害するおそれがある。したがって、法5条2号イにより不開示としたことは妥当であると考えます。

(9) 不開示部分9について

原処分では、法5条2号イに該当するとして不開示としている。

諮問庁において改めて確認したところ、不開示とした部分は、本件物件ではない建築物の確認済証の番号（確認番号）及び交付年月日（確認年月日）並びに検査済証交付年月日（検査済年月日）及び受付番号である。

本件確認処分が建築基準法等に違反したことは既に明らかとなっていることから、当該情報が公になることにより、本件物件でない建築物の建築確認処分に関し、建築基準法等に反する行為が行われているかのような印象を与え、風評被害が生じるなど、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。したがって、法5条2号イにより不開示としたことは妥当であると考えます。

(10) 不開示部分10について

原処分では、法5条2号イに該当するとして不開示としている。

諮問庁において改めて確認したところ、不開示とした部分は、特定年月日Dに実施した立入検査における指摘事項のうち、本件物件ではない建築物に対する指摘事項である。

本件確認処分が建築基準法等に違反したことは既に明らかとなっていることから、当該情報が公になることにより、本件物件ではない建築物の建築確認処分に関し、建築基準法等に反する行為が行われているかのような印象を与え、風評被害が生じるなど、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。したがって、法5条2号イにより不開示としたことは妥当であると考ええる。

(11) 不開示部分11について

原処分では、法5条1号に該当するとして不開示としている。

諮問庁において改めて確認したところ、不開示とした部分は、FAX文書を特定行政庁Aに送付した指定確認検査機関の担当者の氏名であること、及び議事録における指定確認検査機関の担当者又は設計事務所の担当者の氏名であることが認められることから、法5条1号に規定する個人に関する情報である。

個人の氏名は、法5条1号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ又はハに該当する事情も存しないことから、同号により不開示としたことは妥当であると考ええる。

5 その他審査請求人の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、諮問庁の上記の判断を左右するものではない。なお、諮問庁において、原処分で不開示部分とした事項以外に黒塗りした箇所は存在しないことを確認した。

6 結論

以上のことから、諮問庁としては、一部不開示とした原処分は、妥当であると考ええる。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |              |               |
|--------------|---------------|
| ① 平成29年7月3日  | 諮問の受理         |
| ② 同日         | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同月21日      | 審議            |
| ④ 同年11月1日    | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑤ 同月7日       | 審査請求人から意見書を收受 |
| ⑥ 同月22日      | 審議            |
| ⑦ 平成30年1月15日 | 審議            |

第5 審査会の判断の理由

## 1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書のうち、別紙の2に掲げる不開示部分1ないし不開示部分1-1を法5条1号、2号イ及び6号柱書きに該当するとして不開示とする一部開示決定（原処分）を行った。

審査請求人は、原処分の取消しを求めているところ、諮問庁は、原処分は妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

## 2 不開示情報該当性について

### (1) 不開示部分1について（文書1-1、文書1-5、文書2-1、文書2-5及び文書2-16）

不開示部分1を見分すると、本件物件の確認検査を行った確認検査員の氏名が不開示とされていることが認められる。

当該不開示部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

確認検査員の氏名については、指定確認検査機関は、建築基準法77条の29の2により所属する確認検査員の氏名及び略歴を記載した書類を閲覧させなければならないとされているが、どの検査員がどの物件を検査したかについてまで公表することは義務付けられていない。

そのため、当該確認検査員の氏名については、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とはいえ、法5条1号ただし書イに該当するとは認められない。

また、法5条1号ただし書ロ及びハに該当するとすべき事情も存しない。さらに、法6条2項による部分開示の可否について検討すると、氏名は個人識別部分に該当することから、部分開示の余地はない。

したがって、当該不開示部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

### (2) 不開示部分2について（文書1-1、文書1-11、文書2-1及び文書2-11）

ア 不開示部分2を見分すると、本件物件を当初に設計し工事を監理した建築士である前工事監理者の氏名は開示されているが、その後に関与した工事監理者の氏名が不開示とされている。また、前工事監理者の職歴も不開示とされていることが認められる。

#### イ 交代した工事監理者の氏名について

(ア) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、交代した工事監理者の氏名を不開示とした理由について、改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

a 工事監理者を交代する場合は、特定行政庁が規則等で定める、

建築確認申請書の記載事項の変更（工事監理者の変更）の手続が必要となる。

b 建築主等から特定行政庁に対し工事監理者の変更の届出があった場合、変更後の工事監理者について建築計画概要書（第三号様式）に記載され、特定行政庁において一般の閲覧に供されることになる。

c 今回、上記 a の変更手続が行われておらず、建築計画概要書に変更後の工事監理者が記載されていない。このため、交代した工事監理者の氏名について、法 5 条 1 号に該当するとして不開示決定を行った。

(イ) 建築士である工事監理者の氏名は、法 5 条 1 号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

法 5 条 1 号ただし書該当性について検討すると、上記イ（ア）の諮問庁の説明から、当該工事監理者の氏名は、通常の手続を取れば、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であることが認められることから、同号ただし書イの慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当すると認められる。

したがって、建築士である工事監理者の氏名は、法 5 条 1 号に該当せず、開示すべきである。

ウ 前工事監理者の職歴について

(ア) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、前工事監理者の職歴を不開示とした理由について、改めて確認させたところ、諮問庁は、「建築計画概要書（第三号様式）に限らず、当該情報を公にすることを定めた法令等は存在しないため、建築士の氏名を開示したとしても、当該情報を公表する慣行等があるとは認められない。」旨説明する。

(イ) 前工事監理者の職歴は、氏名と一体として、法 5 条 1 号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

法 5 条 1 号ただし書該当性について検討すると、前工事監理者の職歴は、建築士法 6 条 2 項に基づいて一般の閲覧に供されている建築士名簿にも記載されていないことから、法 5 条 1 号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当すると認めるべき事情も見当たらない。次に法 6 条 2 項の部分開示について検討すると、前工事監理者の氏名が原処分で既に開示されているので、部分開示の余地はない。

したがって、前工事監理者の職歴は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(3) 不開示部分3について(文書1-1, 文書1-2, 文書1-11, 文書2-2及び文書2-11)

ア 不開示部分3を見分すると、違反発覚後に本件物件の所有者が是正相談する建築士の所属会社並びに当該建築を当初設計し、工事を監理した建築士である前工事監理者の本籍及び生年月日が不開示とされていることが認められる。

イ 建築士の所属会社について

(ア) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、違反発覚後に是正相談する建築士の所属会社を不開示とした理由について、改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

a 建築士法23条の9に基づく閲覧書類のうち、同法23条の6の規定により提出された設計等の業務に関する報告書には、建築士事務所に属する建築士の氏名及び登録番号が記載されている。当該報告書は、建築士事務所の名称及び所在地が特定されれば閲覧が可能であり、所属会社が特定されれば、閲覧書類により所属建築士の氏名及び登録番号が確認でき、当該情報を基に、同法6条2項に基づく閲覧書類を確認することで、間接的に建築士が特定される。したがって、当該不開示部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

b また、当該不開示部分は、当該情報が公になると、是正に向けた相談を行ったにもかかわらず、本件物件に係る建築基準法違反事件へ関与したとの誤解を生じ得る記述となっていることから、風評被害により、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イにも該当し、不開示を維持する必要があると考える。

(イ) 諮問庁は、上記(ア)のとおり、建築士の所属会社が特定されれば、閲覧書類により所属建築士の氏名及び登録番号が確認でき、間接的に建築士が確認できるので、建築士の所属会社は個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであり、法5条1号に該当する旨説明する。

建築士法23条の6に基づき建築士事務所から事業年度ごとに提出される「設計等の業務に関する報告書」に建築士事務所に所属する建築士の氏名及び登録番号が記載され、同報告書が、同法23条の9第2号により一般の閲覧に供されていることからすると、建築士の所属会社は、他の情報と照合することにより、当該建築士を識別し得る情報であると認められ、法5条1号本文前段の個人に関する

る情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

法5条1号ただし書該当性について検討すると、前述のとおり、建築士の所属会社については公表慣行があるものと認められることから、同号ただし書イに該当する。

したがって、建築士事務所（建築士の所属会社）は、法5条1号に該当しない。

(ウ) また、諮問庁は、「建築士の所属会社を開示すると、風評被害により、当該所属会社の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イにも該当する」旨説明するが、本件対象文書を確認すると、当該建築士の所属会社は「違反発覚後に是正相談する建築士の所属会社」であることが明記されており、誤解を生じ得る記述となっているとは認められず、当該所属会社の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、所属会社の名称は法5条2号イにも該当しない。

(エ) 以上のとおり、不開示部分3のうち、所属会社の名称は、法5条1号及び2号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

ウ 前工事監理者の本籍及び生年月日について

(ア) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、工事を監理した建築士である前工事監理者の本籍及び生年月日を不開示とした理由について、改めて確認させたところ、諮問庁は、「法5条1号に規定する個人に関する情報であって、公にすることを定めた法令等は存在しないため、公にする慣行等があるとは認められず、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ又はハに該当する事情も存しない。」旨説明する。

(イ) 前工事監理者の本籍及び生年月日は、前工事監理者の氏名と一体として、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

法5条1号ただし書該当性について検討すると、工事を監理した建築士である前工事監理者の本籍は、建築士法6条2項に基づいて一般の閲覧に供されている建築士名簿にも記載されていないことから、法5条1号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当すると認めるべき事情も見当たらない。次に法6条2項の部分開示について検討すると、前工事監理者の氏名が原処分で既に開示されているので、部分開示の余地はない。

したがって、本籍は法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(ウ) 他方、生年月日は、建築士法6条2項に基づいて一般の閲覧に供

されている建築士名簿に記載されている情報であることから、法5条1号ただし書イに該当し、開示すべきである。

(4) 不開示部分4について(文書1-1)

ア 不開示部分4を見分すると、特定行政庁Aの担当職員のメールアドレスが不開示とされていることが認められる。

イ 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、特定行政庁Aの担当職員のメールアドレスを不開示とした理由について、改めて確認させたところ、諮問庁は、「当該メールアドレスは、特定行政庁Aのウェブサイト等で公表されていないことから、当該不開示部分を公にした場合、不特定多数の者から、本来の業務目的以外のメールが大量・無差別に送信され、特定行政庁Aの事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。」旨説明する。

ウ 当該メールアドレスは、各部局の職務遂行のために付与されているものであり公表されているとは認められないため、これを公にした場合、本来の業務目的以外のメールが送信されるおそれがあり、特定行政庁Aの事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。  
したがって、当該部分は法5条6号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

(5) 不開示部分5について(文書1-2ないし文書1-4, 文書1-6, 文書1-12, 文書2-2ないし文書2-4, 文書2-6及び文書2-12)

ア 不開示部分5を見分すると、設計者である建築士又は建築主の印影並びに指定確認検査機関の確認検査員及び担当者の印影が不開示とされていることが認められる。

イ 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、設計者である建築士等の印影を不開示とした理由について、改めて確認させたところ、諮問庁は、「建築士又は建築主の氏名は、建築基準法施行規則に規定する建築計画概要書に記載されている事項であり、建築基準法93条の2の規定により、閲覧請求があれば閲覧をさせなければならない情報である。しかしながら、設計者建築士又は建築主の印影については同概要書に限らず、公にすることを定めた法令等は存在しないため、建築士又は建築主の氏名を開示したとしても、その印影を公表する慣行等があるとは認められない。」旨説明する。

ウ 諮問庁は、上記イのとおり、設計者である建築士又は建築主の印影については建築計画概要書にも記載されていない情報であるので、これを公表する慣行は存しない旨説明するが、当審査会において文書1-4及び文書2-4を見分すると、建築計画概要書の記載事項の一部に訂正がされ、当該部分に当該概要書を作成した建築士の訂正印が押

印されていることが認められる。

そこで、当審査会事務局職員をして、諮問庁に改めて当該部分の不  
開示情報該当性について確認させたところ、諮問庁は、「建築基準  
法 9 3 条の 2 の規定により、確認処分を受けた建築物に係る建築計  
画概要書は閲覧に供されることとなっていることから、建築計画概  
要書に記載されている当該印影は公にされている情報である。」と、  
当該印影に対する説明を修正する。

エ 設計者である建築士等の印影は、法 5 条 1 号本文前段の個人に関する  
情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると  
認められる。

このうち、文書 1 - 4 及び文書 2 - 4 の建築計画概要書を作成した  
建築士の印影は、上記ウの諮問庁の説明のとおり、公にされている  
情報であることから、法 5 条 1 号ただし書イに該当し、同号の不  
開示情報に該当するとは認められず、開示すべきである。

他方、その余の設計者である建築士等の印影は、その固有の形状が  
特定の個人を識別できる情報として意味を有しているというべきで  
あり、当該印影を開示する慣行があるとは認められないため、法 5  
条 1 号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当すると  
認めるべき事情も見当たらない。次に法 6 条 2 項の部分開示につ  
いて検討すると、当該印影は個人識別部分であって、法 6 条 2 項によ  
る部分開示の余地もないことから、法 5 条 1 号に該当し、不開示と  
したことは妥当である。

(6) 不開示部分 6 について (文書 1 - 2, 文書 2 - 1 及び文書 2 - 2)

ア 不開示部分 6 を見分すると、建築主の電話番号が不開示とされてい  
ることが認められる。

イ 当審査会事務局職員をして、諮問庁に改めて当該部分の不  
開示情報  
該当性について確認させたところ、諮問庁は、「建築主の電話番号は、  
建築基準法施行規則に規定する建築計画概要書に記載されていない事  
項であり、建築基準法 9 3 条の 2 の規定により、閲覧の対象となる情  
報には当たらない」旨説明する。

ウ 建築主の電話番号は、法 5 条 1 号本文前段の個人に関する情報であ  
って、特定の個人を識別することができるものであり、同号ただし書  
イないしハのいずれにも該当せず、また、建築主の氏名が開示されて  
おり、法 6 条 2 項による部分開示の余地はないことから、法 5 条 1 号  
に該当し、不開示としたことは妥当である。

(7) 不開示部分 7 について (文書 1 - 2, 文書 1 - 3, 文書 1 - 1 5, 文  
書 2 - 2, 文書 2 - 3 及び文書 2 - 1 5)

ア 不開示部分 7 を見分すると、間取り等詳細部分が不開示とされてい

ることが認められる。

イ 当審査会事務局職員をして、諮問庁に改めて当該部分の不開示情報該当性について確認させたところ、諮問庁は、「当該間取り図等詳細は、依頼主の様々な要望を満たすため、その知識、技能、経験を駆使して建築士が作成したものであることから、建築士事務所等が依頼主からの依頼により、相当の報酬を得て作成する成果物である。したがって、当該間取り図等詳細を公にした場合、他の建築士事務所が当該情報を模倣して他の建築主等へ納品する等、当該間取り図等詳細を作成した建築士事務所等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。」旨説明する。

ウ 当該間取り等詳細部分については、一般に公にされている事情は認められず、本件物件の施工における各種構造物の配置等に係る建築士の創意工夫を含むものであると認められることから、これらを公にすることにより、他の建築士事務所が当該情報を模倣して他の建築主等へ納品する等、当該間取り図等詳細を作成した建築士事務所等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該不開示部分は、法5条2号イに該当し、不開示としたことは妥当である。

(8) 不開示部分8について(文書1-5, 文書1-9, 文書1-10, 文書2-5, 文書2-9, 文書2-10及び文書2-16)

ア 不開示部分8を見分すると、法人の印影が不開示とされていることが認められる。

イ 当審査会事務局職員をして、諮問庁に改めて当該部分の不開示情報該当性について確認させたところ、諮問庁は、「法人の印影は、報告書等が真正に作成されたものであることを証するものであり、このような認証機能を有するにふさわしい形状を備えていると認められることから、当該印影を公にした場合、偽造等により悪用される等、当該法人の正当な利益を害するおそれがある。」旨説明する。

ウ 法人の印影は、いずれも、確認審査報告書等が真正に作成されたものであることを証するものであり、このような認証機能を有するにふさわしい形状を備えていると認められ、これを公にすることにより、各法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該不開示部分は、法5条2号イに該当し、不開示としたことは妥当である。

(9) 不開示部分9について(文書1-9, 文書1-10, 文書2-9及び文書2-10)

ア 不開示部分9を見分すると、特定行政庁が指定確認検査機関に対

し、建築基準法12条5項に基づく報告を求めた文書であり、今回、開示請求のあった本件物件ではない建築物の確認済証の番号（確認番号）及び交付年月日（確認年月日）並びに検査済証交付年月日（検査済年月日）及び受付番号が不開示とされていることが認められる。

イ 当審査会事務局職員をして、諮問庁に改めて当該部分の不開示情報該当性について確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

(ア) 本件物件ではない建築物として不開示とした2つの建築物に関する立入り検査結果については、特定行政庁において、公表しておらず、また公表の予定もない。

(イ) 建築基準法9条の3に基づき、処分庁へ報告を求めた物件は、同法9条10項に基づく工事停止を命じた本件物件のみである。

このため、処分庁では、併せて報告された不開示とした2つの建築物に対する特定行政庁の立入り検査における個別の指摘事項について、建築基準法等に反する行為の有無の精査を行っていない。

(ウ) 不開示とした2つの建築物の建築確認処分に関し、建築基準法等に反し、工事停止が命じられる等の行為が行われているかのような印象を与え、風評被害が生じるなど、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

ウ 当該不開示部分を公にした場合、当該建築物の建築確認処分に関し、建築基準法等に反する行為が行われているかのような誤解を招いてしまい、今後、建築主等が設計等の依頼先を他の会社に変更するなど、当該機関の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該不開示部分は、法5条2号イに該当し、不開示としたことは妥当である。

(10) 不開示部分10について（文書1-9及び文書2-9）

ア 不開示部分10を見分すると、特定年月日Dに実施した立入り検査における指摘事項のうち、本件物件ではない建築物に対する指摘事項が不開示とされていることが認められる。

イ 諮問庁は、上記(9)イのとおり説明しており、当該不開示部分は、上記(9)ウと同様の理由により、法5条2号イに該当し、不開示としたことは妥当である。

(11) 不開示部分11について（文書1-11、文書1-15、文書2-11及び文書2-15）

ア 不開示部分11を見分すると、FAX文書を特定行政庁Aに送付した指定確認検査機関の担当者の氏名、議事録における指定確認検査機関の担当者又は設計事務所の担当者の氏名が不開示とされていること

が認められる。

イ 当該不開示部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められ、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とはいえ、同号ただし書イに該当するとは認められない。また、同号ただし書ロ及びハに該当するとすべき事情も存しない。法6条2項による部分開示の可否について検討すると、氏名は個人識別部分に該当することから、同項の適用の余地はない。

したがって、当該不開示部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 付言

本件諮問は、審査請求後、約1年6か月経過してされている。本件対象文書の不開示理由からして、審査請求から諮問までにそれほど長期間を要するものとは到底考え難く、本件諮問は、遅きに失したと言わざるを得ない。諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における諮問に当たって、迅速かつ的確に対応することが望まれる。

### 5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、2号イ及び6号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、別紙の3に掲げる部分を除く部分は、同条1号、2号イ及び6号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別紙の3に掲げる部分は、同条1号及び2号イのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司

## 別紙

### 1 本件対象文書

- 文書1-1 : 特定年月日E付け特定文書番号A, 特定行政庁A建設指導課長発国土交通省関東地方整備局建設課長あて「違反行為若しくはその疑義に関する情報を把握した場合の初動対応と公表のあり方について(技術的助言)」及び「確認検査に係る情報の共有等について(技術的助言)」に基づく違反事実の確認について(報告)
- 文書1-2 : 確認申請書図書一式
- 文書1-3 : 違反内容がわかる図書
- 文書1-4 : 建築計画概要書
- 文書1-5 : 確認審査報告書
- 文書1-6 : 工事施工者届を受理したことの報告
- 文書1-7 : 法9条10項による工事停止命令書等
- 文書1-8 : 法6条の2 11項による建築基準関係規定に適合しないと認める旨の通知書
- 文書1-9 : 法12条5項に基づく報告依頼, 指摘事項及び報告書
- 文書1-10 : 法12条5項に基づく報告依頼, 指摘事項, 起案文書及び報告書
- 文書1-11 : 関係者に対するヒアリング議事録・議事メモ
- 文書1-12 : 建築主からの「工事停止命令の通知」についての連絡書及び区からの回答書
- 文書1-13 : (参考) 特定行政庁A建築審査会審査請求裁決(特定文書番号C)の概要
- 文書1-14 : 土地登記事項証明書及び公図
- 文書1-15 : 指定確認検査機関との打合せ等の議事メモ及び資料
- 文書2-1 : 特定年月日F付け特定文書番号B, 特定行政庁A建設指導課長発国土交通省関東地方整備局長あて違反建築物の設計者・工事監理者・工事施工者の通知について
- 文書2-2 : 確認申請書図書一式
- 文書2-3 : 違反内容がわかる図書
- 文書2-4 : 建築計画概要書
- 文書2-5 : 確認審査報告書
- 文書2-6 : 工事施工者届を受理したことの報告
- 文書2-7 : 法9条10項による工事停止命令書等
- 文書2-8 : 法6条の2 11項による建築基準関係規定に適合しない

と認める旨の通知書

文書 2-9 : 法 12 条 5 項に基づく報告依頼, 指摘事項及び報告書

文書 2-10 : 法 12 条 5 項に基づく報告依頼, 指摘事項, 起案文書及び報告書

文書 2-11 : 関係者に対するヒアリング議事録・議事メモ

文書 2-12 : 建築主からの「工事停止命令の通知」についての連絡書及び区からの回答書

文書 2-13 : (参考) 特定行政庁 A 建築審査会審査請求裁決 (特定文書番号 C) の概要

文書 2-14 : 土地登記事項証明書及び公函

文書 2-15 : 指定確認検査機関との打合せ等の議事メモ及び資料

文書 2-16 : 中間検査報告書

2 原処分で不開示とした部分

	不開示とした部分	原処分の 不開示理由 (法 5 条)	該当する文書
不開示部分 1	確認を行った確認検査員の氏名	1 号	文書 1-1 文書 1-5 文書 2-1 文書 2-5 文書 2-16
不開示部分 2	工事監理者の氏名, 職歴	1 号	文書 1-1 文書 1-11 文書 2-1 文書 2-11
不開示部分 3	建築士の所属会社, 本籍, 生年月日	1 号 (2 号イ)	文書 1-1 文書 1-2 文書 1-11 文書 2-2 文書 2-11
不開示部分 4	特定行政庁 A 連絡先メールアドレス	6 号柱書き	文書 1-1
不開示部分 5	個人の印影	1 号	文書 1-2 ないし文書 1-4 文書 1-6 文書 1-12

			文書 2 - 2 ない し文書 2 - 4 文書 2 - 6 文書 2 - 1 2
不開示部分 6	建築主の電話番号	1 号	文書 1 - 2 文書 2 - 1 文書 2 - 2
不開示部分 7	間取り等詳細	2 号イ	文書 1 - 2 文書 1 - 3 文書 1 - 1 5 文書 2 - 2 文書 2 - 3 文書 2 - 1 5
不開示部分 8	法人の印影	2 号イ	文書 1 - 5 文書 1 - 9 文書 1 - 1 0 文書 2 - 5 文書 2 - 9 文書 2 - 1 0 文書 2 - 1 6
不開示部分 9	確認済証番号, 交付年月日, 検査済証交付年月日, 受付番号確認番号, 確認年月日, 検査済年月日	2 号イ	文書 1 - 9 文書 1 - 1 0 文書 2 - 9 文書 2 - 1 0
不開示部分 1 0	立入検査指摘事項	2 号イ	文書 1 - 9 文書 2 - 9
不開示部分 1 1	指定確認検査機関の担当者氏名	1 号	文書 1 - 1 1 文書 1 - 1 5 文書 2 - 1 1 文書 2 - 1 5

### 3 開示すべき部分

不開示とした部分	該当する文書
工事監理者の氏名	文書 1 - 1 文書 1 - 1 1 文書 2 - 1 文書 2 - 1 1

建築士の所属会社，生年月日	文書 1 - 1 文書 1 - 2 文書 1 - 1 1 文書 2 - 2 文書 2 - 1 1
個人の印影	文書 1 - 4 文書 2 - 4